

概要版

佐世保市老人福祉計画

第9期佐世保市介護保険事業計画

(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)



令和6年3月

佐世保市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

佐世保市（以下、「本市」という）においても高齢化が進展しており、令和2（2020）年10月1日現在の国勢調査の人口は243,223人、うち高齢者人口は77,173人、高齢化率は31.7%となっています。将来推計では、令和7（2025）年に高齢化率が33.5%となる見込みであり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年にかけて、今後さらなる高齢化率の上昇、現役世代の減少が進む中、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

新たな制度改正等に対応しつつ、これまでの取組を踏まえ、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを一層推進するため、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「佐世保市老人福祉計画・第9期佐世保市介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の策定根拠

■法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画の第4章第4節「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

■計画の性格

老人福祉計画は、本市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、すべての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

介護保険事業計画は、老人福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する施策に関する計画です。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間と定めます。

また、計画期間内に迎える団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年と、中長期視点として、団塊ジュニア世代が65歳に到達し現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	・・・	令和 22年度 (2040)
	第8期										
			第9期（本計画）			→					
						第10期					

4 計画の策定に向けた取組み及び体制

■ 高齢者実態調査の実施

本計画の策定にあたっては、高齢者の生活実態をはじめ、健康づくりや生きがいづくりに関する意識、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービス等の利用状況、これらに対する今後のニーズや地域課題を把握し、計画に反映する基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施しました。

■ 審議会・専門分科会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、介護や障がい福祉、医療関係者、支援団体等で構成する「佐世保市保健福祉審議会」及び「高齢者福祉専門分科会」を開催し、必要な事項の検討・審議を行いました。



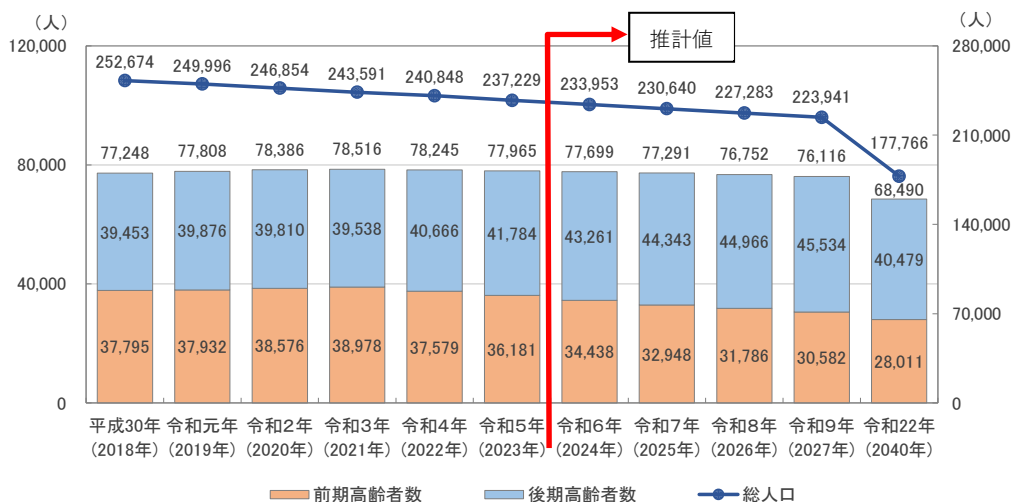
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

Ⅰ 高齢者の現状と将来推計

■ 高齢者人口

本市の令和5（2023）年10月1日現在で237,229人となっており、65歳以上の人口は77,965人で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は32.9%となっています。

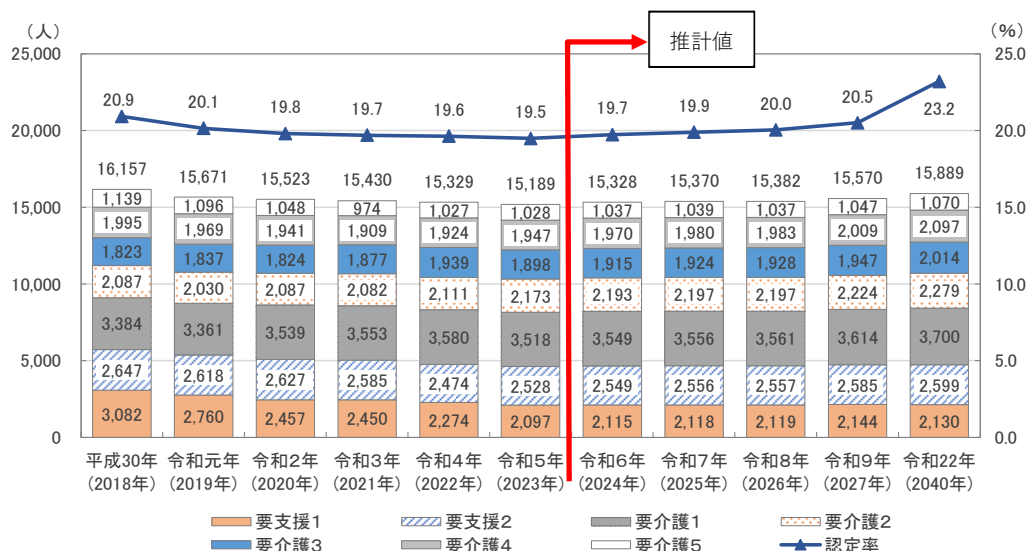
高齢者数の推移及び推計では、前期高齢者数は令和3（2021）年をピークに減少に転じる見込みとなっていますが、後期高齢者数は令和2（2020）年、令和3（2021）年で一時減少するものの、令和4（2022）年には4万人を超え、令和12（2030）年まで増加し続ける見込みです。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）
※将来推計部分は住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計

■ 認定者数と認定率

要支援・要介護認定者数は年々減少していますが、令和6（2024）年以降の推計では、後期高齢者人口の増加と併せて徐々に増加すると見込んでいます。認定率も減少していましたが、令和8（2026）年に20%を超え、令和22（2040）年には23.2%となる見込みです。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

2 本市の主要課題

① 持続可能な介護保険制度の運営

- 介護保険制度を持続可能なものとするためには、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の急減が見込まれる令和22(2040)年を見据え、将来の高齢者人口の減少を踏まえた、適切なサービス提供体制の整備が必要となります。

② 地域包括支援センターの充実と機能強化

- 社会的に孤立し、閉じこもりの傾向にある高齢者が地域で生活するためには、見守りや生活支援、権利擁護などの面で多くの課題があります。また、複合的な課題を持つ世帯に対し、引き続き地域包括支援センターが中心となりつつ、今後、市で進める「重層的支援体制整備事業」と連動しながら、関係機関が連携して支援にあたる必要があります。

③ 介護予防への取組の強化

- 介護予防の普及啓発を行いつつ、通いの場が不足する地域を中心に、引き続き新規立ち上げ支援を行うほか、高齢者が主体的に介護予防に取り組む場を選択できるよう、介護予防に資する活動について多様な関係機関と連携をしつつ、社会資源の効果的な活用方法の検討を行います。

④ 地域の特性に応じたサービスの把握及び充実

- 「地域ケア会議」や「協議体」では、これまでに構築してきた関係機関や地域住民と顔の見える関係性を活かして、「地域づくり、資源開発」「政策形成」機能を強化し、地域の社会資源を活かした生活支援体制の充実を図ることが求められます。

⑤ 高齢者福祉施策の充実

- 認知症や老老介護、ダブルケアなどさまざまな介護者の形態が考えられるため、介護者向けの支援として、介護についての情報交換や相談の場、同じ悩みを持つ人の交流の場など、事業内容や周知方法等の検討を行い、利用者、参加者の増加を図ります。

⑥ 一人暮らし高齢者と高齢者のみの世帯の支援

- 孤独死防止など見守り体制の構築のため、引き続き地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化します。また、「緊急通報システム」については、見守り体制の充実を図るため、今後も引き続き事業の周知を図ります。

⑦ 高齢者の社会参加の促進と担い手としての活躍促進

- 地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくためには、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進することは重要な取組の一つとなります。元気で意欲ある高齢者が、生活支援の担い手として、また、介護助手として活躍すること等が期待されます。

⑧ 認知症高齢者等に対する取組みの充実・強化

- 認知症への理解を深めるために、介護予防や高齢者虐待防止事業と連携して、認知症予防や複合的な問題に取り組む必要があります。これまで実施してきた事業を充実させるとともに、認知症基本法に基づき、「認知症バリアフリー化」などを進め、認知症にやさしい地域づくりを進めていくことが重要です。

⑨ 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用推進基本計画に基づき、親族等による後見等申し立てが期待できない人に対する市長による申し立てや、成年後見制度利用にかかる費用の負担が困難な人に対する申立費用や後見人等報酬費用の助成を引き続き適切に実施していきます。

⑩ 離島対策

- 各離島での高齢化率がさらに上昇することで、住民同士の支え合い活動の存続が困難となる可能性があります。
- 介護予防などの取組を推進するため、住民が主体となって活動できる環境を整えるほか、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りネットワークを強化する必要があります。

第3章 計画の基本方針

Ⅰ 計画の理念・目的・基本方針

第9期計画では、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年を計画期間中に迎えるため、現行の第8期計画の実績等を踏まえつつ、継続してサービス基盤や人的基盤の整備に取り組んでいくことが必要となります。

本計画は、本市におけるまちづくり全般の指針である、「第7次佐世保市総合計画」の高齢者福祉分野施策と整合を図り、第8期計画から引き続き、本市における高齢者福祉の将来像として、以下のように基本理念を設定することとします。

■ 高齢者支援に関する基本的な考え方

高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

目的

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるようにする。

【施策】

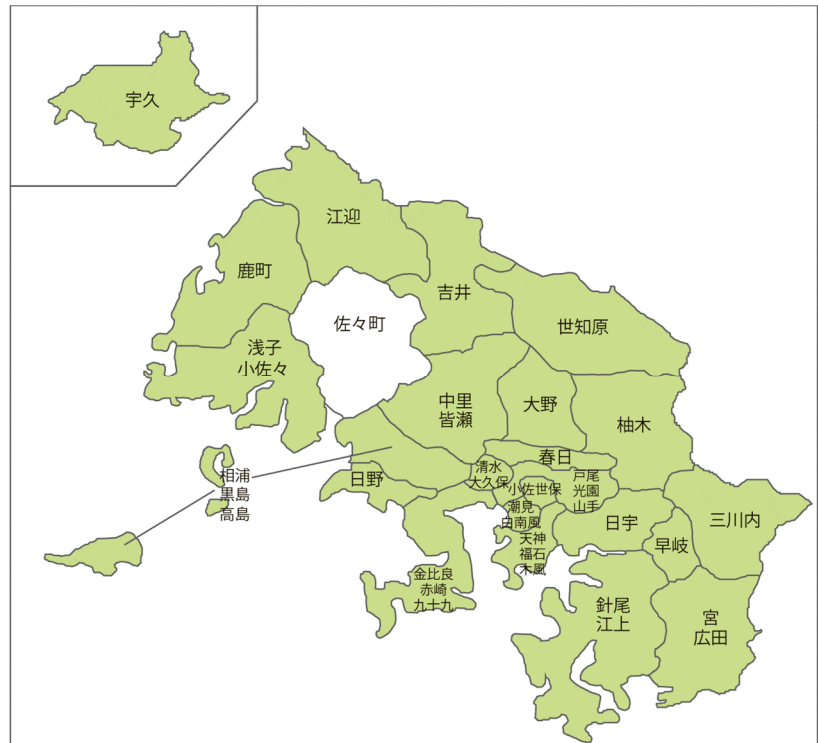
- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①介護予防の促進 | ②介護支援の充実 |
| ③高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり | ④地域における生活支援サービスの充実 |
| ⑤介護保険制度の適正な運営 | ⑥生きがいづくりと社会参加の促進 |



2 日常生活圏域の設定

■ 日常生活圏域の設定

第9期となる本計画においても、引き続き 23 圏域を設定し、施設サービス、居宅サービスの質の確保・向上を図るとともに、住み慣れた圏域での社会生活が継続可能となるよう基盤整備を進めていきます。



■ 日常生活圏域の高齢者・認定者の状況

単位：人

圏域	人口	高齢者人口	高齢化率 (%)	前期高齢者	後期高齢者	認定者数	認定率 (%)
宮・広田	14,846	3,382	22.8	1,728	1,654	571	16.9
三川内	3,695	1,484	40.2	656	828	301	20.3
早岐	19,853	6,447	32.5	2,961	3,486	1,072	16.6
針尾・江上	9,368	2,984	31.9	1,472	1,512	539	18.1
日宇	27,794	8,275	29.8	3,728	4,547	1,608	19.4
天神・福石・木風	19,882	7,292	36.7	3,208	4,084	1,466	20.1
潮見・白南風	9,077	3,216	35.4	1,461	1,755	623	19.4
小佐世保	4,864	1,679	34.5	774	905	392	23.3
戸尾・光園・山手	12,863	4,043	31.4	1,898	2,145	852	21.1
金比良・赤崎・九十九	14,157	4,968	35.1	2,250	2,718	1,023	20.6
清水・大久保	9,303	3,354	36.1	1,472	1,882	716	21.3
春日	5,759	2,253	39.1	972	1,281	464	20.6
大野	17,773	5,929	33.4	2,696	3,233	1,172	19.8
柚木	3,699	1,516	41.0	740	776	313	20.6
日野	14,096	3,467	24.6	1,683	1,784	646	18.6
中里・皆瀬	11,572	3,436	29.7	1,624	1,812	694	20.2
相浦・黒島・高島	13,860	4,170	30.1	2,139	2,031	667	16.0
浅子・小佐々	6,066	2,133	35.2	1,053	1,080	421	19.7
吉井	4,987	1,790	35.9	919	871	349	19.5
世知原	2,840	1,350	47.5	553	797	321	23.8
江迎	4,877	1,922	39.4	859	1,063	410	21.3
鹿町	4,179	1,786	42.7	803	983	366	20.5
宇久	1,819	1,089	59.9	532	557	159	14.6
佐世保市全体	237,229	77,965	32.9	36,181	41,784	15,145	19.5

※人口及び高齢者人口は住民基本台帳、認定者数は介護保険システムによる（令和5（2023）年10月1日時点）

3 計画の体系

高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

介護予防の促進
(自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進)

介護支援の
充実

高齢者の尊厳と
権利を守る環境
づくり

地域における
生活支援サービスの
充実

介護保険制度の
適正な運営

生きがいづくりと
社会参加の促進

老人福祉計画	
介護保険以外	地域支援事業・保健福祉事業等
	介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業 任意事業
	☐ 介護予防・日常生活支援総合事業 ☐ 介護予防・生活支援サービス事業 ☐ 一般介護予防事業 ☐ 地域ケア会議
☐ 適正な介護サービス・福祉サービスの提供 ☐ 高齢者生活福祉センター運営事業（生活支援ハウス） ☐ ケアハウス	☐ 適正な介護サービス・福祉サービスの提供 ☐ 生活援助員派遣事業 ☐ 配食サービス ☐ 住宅改修支援事業 ☐ 離島介護サービス確保事業 ☐ 離島介護サービス渡航費等支援事業 ☐ 低所得者対策 ☐ いきいき元気食事づくり教室事業
☐ 相談体制充実事業 ☐ 訪問指導 ☐ 高齢者虐待防止事業 ☐ 高齢者虐待・対応事業 ☐ 権利・財産保護事業 ☐ 成年後見制度促進事業 ☐ 老人保護措置（養護老人ホーム）	☐ 相談体制充実事業 ☐ 高齢者の認知症等相談事業 ☐ 地域包括支援センター運営事業 ☐ 認知症初期集中支援推進事業 ☐ 権利・財産保護事業 ☐ 成年後見制度申立事業
	☐ 地域支え合い事業 ☐ 生活支援サービスの体制整備事業 ☐ 認知症サポーター等養成事業 ☐ 緊急通報システム事業
	☐ 適正な介護保険運営事業 ☐ 認定調査事業 ☐ 介護認定審査会事業 ☐ 介護サービス事業者指定・指導監督事業 ☐ 広報事業
☐ 生きがいづくり・地域活動の促進 ☐ 老人福祉センターと老人憩いの家 ☐ 老人クラブ ☐ 生涯学習 ☐ 文化活動 ☐ 生涯スポーツ ☐ 社会参加の基盤整備 ☐ 敬老特別乗車証交付事業 ☐ 生涯ボランティア ☐ 地域活動 ☐ 就労の促進・所得の確保 ☐ 住みやすいまちづくりの推進 ☐ バリアフリーの推進 ☐ 高齢者が暮らしやすい住宅の整備 ☐ 多様な住まいの確保 ☐ 高齢者の暮らしの安全確保	☐ ケアマネジャー育成指導事業 ☐ 介護相談員派遣等事業 ☐ 介護給付適正化事業

[illegible]

第4章 地域で支える仕組みづくり

Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進

■ 地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制のことであり、国では、令和7（2025）年を目途に構築を推進しています。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、セルフマネジメントの定着促進を図りつつ、「地域共生社会の実現」に向けて取り組んでおり、第9期計画においても、引き続き、佐世保市版地域包括ケアシステムの充実・深化を図ることとします。

■ 地域包括支援センター運営の基本的な視点

高齢者だけではなく、子どもや障がい者、生活困窮者といった世帯課題に対応できる体制の整備が必要となっており、地域共生社会を見据え、重層的支援体制整備事業の中核となる地域包括支援センターの運営を目指します。また、地域包括支援センター職員の人材不足の解消や業務の負担軽減に向けた取組を検討します。

■ 医療と介護の連携

退院後の在宅生活において、必要とされる適切な在宅サービスへ円滑に接続することや、可能な限り再入院を防止、在宅生活を継続することなど、在宅医療と介護の連携は、一層の連携強化が求められています。第8期計画から在宅医療・介護連携推進の事業項目が再編され、看取りや認知症への対応強化に取り組んでいます。

第8期計画では、地域の実情に応じた各事業の充実を図りつつ下記PDCAサイクルに沿った取組を推進しており、引き続き第9期計画においても同様の方針で事業を推進します。

P (Plan) 現状分析・課題抽出・施策立案

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握（現状把握・現状分析・課題抽出）
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出（施策立案・目標設定）
- （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進（事業計画作成）

D (Do) 対応策の実施

- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援（各種ガイドライン・情報共有ツールの活用・周知）
- （オ）在宅医療・介護関係者に関する相談支援（在宅医療・介護連携サポートセンターの充実）
- （カ）医療・介護関係者の研修（西九州させぼ広域都市圏事業による多職種研修会等）
- （キ）地域住民への普及啓発（西九州させぼ広域都市圏事業による市民啓発講演会等）

C (Check) 対応策の評価の実施

- 各事業において設定した目標の達成状況の評価を実施し、効果を確認（数値的目標・関係者へのヒアリングなど）

A (Action) 対応策の改善

- 評価結果を受け、地域の目指すべき姿の理想に近づけるために、必要な見直しを行い、次の目標設定及び更なる対応策を検討

■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

介護予防・日常生活支援総合事業については、保健事業と連携することで、通いの場に参加しているフレイル状態にある高齢者等を適切に医療サービスにつなげたり、医療専門職やかかりつけ医のすすめにより、通いの場や生活支援サービスにつなげたりすることで、事業を促進する効果が期待できます。

保健事業と介護予防の一体的な実施をより効果的に推進するためには、国保データベース（KDB）システム等の医療レセプト・健診・介護情報の分析を高齢者福祉分野、健康増進分野が連携して進めるほか、事業の企画・調整・分析・評価等を行う保健師や医療専門職との連携の強化が求められます。

保健事業と介護予防の一体的な取組について、適正かつ効率的な事業が推進できるよう、保健・医療等の関係各課との連携を進めます。



■リハビリテーションサービスの提供体制の構築

リハビリテーションにおいては、要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

生活期リハビリテーションは、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけを目指すのではなく、高齢者が有する能力を最大限発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくことで、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

介護保険サービスにおけるリハビリテーションの提供体制を維持するとともに、地域リハビリテーション活動支援事業においては、関係機関と連携し、住民主体の通いの場等への支援を行います。

また、地域ケア個別会議等に諮ったケースに対して、必要に応じて専門職による訪問を実施し、日常生活における自立支援に関する指導・助言を行うことで、介護予防・重度化防止を図ります。

2 認知症高齢者支援対策の推進

佐世保市認知症対策検討会を継続して開催し、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を目指します。

また、認知症基本法で示された基本施策を踏まえ、以下の4つに沿って取組を推進し、認知症にやさしい地域づくりのための支援体制の充実を図っていきます。

- 普及啓発・本人発信支援
- 認知症バリアフリーの推進・社会参加促進・若年性認知症の人への支援・権利擁護
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備
- 予防



3 介護人材とボランティア体制の強化

1 介護人材の育成・確保

■介護人材の確保

- 市の長寿社会課に設置している専用相談窓口で介護事業所への就労を希望している方に対して、各種研修の案内や事業所等とのマッチングなどを行い、介護職への参入を促進します。
- 外国人労働者や「介護助手」としての元気高齢者の就労を支援するため、制度内容や関連する研修の周知等を図ります。
- 事業所における介護ロボットやＩＣＴの活用を促進するため、これらの導入に係る補助事業等の周知などを積極的に行い、併せて、事業所が市に提出する書類の見直しなど、生産性向上を図り、介護現場の環境整備に努めます。

■介護人材の資質の向上

- 長崎県や関係団体が実施している各種研修と重複しない、新任のケアマネジャーを対象とした研修を引き続き実施していきます。
- 介護人材の資質向上のため、介護事業所や介護従事者等の現状とニーズの把握に努め、効果的な研修の方法などを検証していきます。

2 ボランティアの現状と今後の方針

■ボランティアセンター

- ボランティアセンターが地域福祉活動のフロントとしての役割を果たすべく、現状と課題を整理し、あるべき姿と行動計画を示した指針を策定します。
- また、相談機関等とのネットワーク構築を図り、ニーズ発掘を強化しながら、活動希望者と要支援者のニーズに合ったマッチングに努めます。
- 加えてボランティア活動に関する情報を広く市民に発信するとともに、活動希望者には、メールやＳＮＳ等を通じて活動につながる情報を迅速に提供します。

■ボランティア・NPO

- ボランティア活動者を対象とした実践講座を実施し、スキルアップを支援するとともに、入門講座や出前講座、小・中学生を対象としたプログラムを実施し、将来の活動者の発掘・養成に努めます。
- また、させば市民活動交流プラザを通じた活動場所の提供、各団体の活動紹介、各種情報提供等を継続し、ボランティアセンターの機能充実を図ることで、活動しやすい環境づくりを進めます。
- さらに、ボランティア団体等に所属せず、既に独自で活動を行っている団体や人材の把握に努め、積極的に地域参画を促す仕組みづくりを進めることで、市民活動の活性化を図ります。



4 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、人間としての尊厳や財産が損なわれないよう支援する制度です。

本市では成年後見制度のさらなる充実を図るため、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「第2期佐世保市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

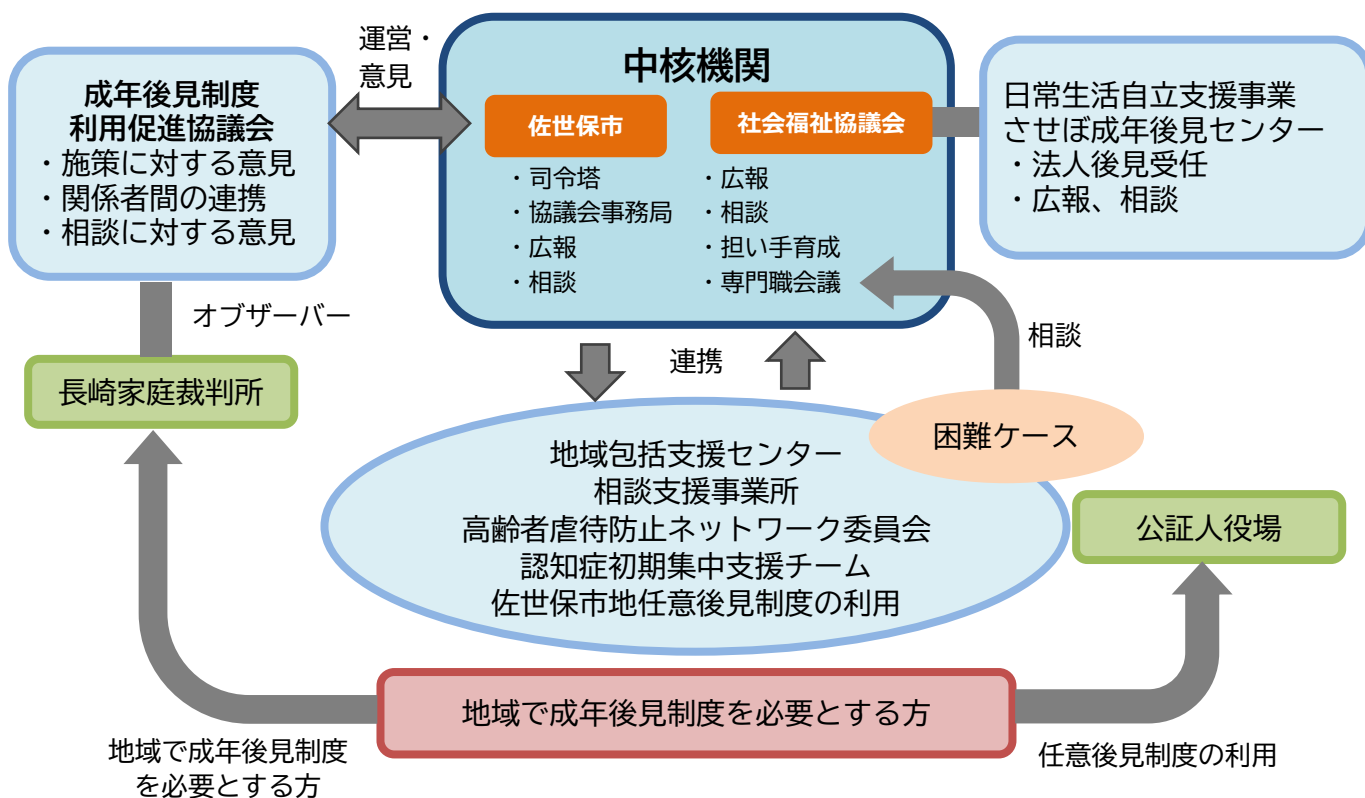
- 地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会の実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていきます。

■ 中核機関の整備・運営

- 成年後見制度の全体構想設計を行い広報機能、相談機能、後見制度利用促進機能を持った中核機関を令和3（2021）年度に本市と社会福祉協議会の協働で設置し、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を進めています。

■ 安心して利用できる制度

- 親族等による後見等申立てが期待できない人に対する市長による申し立てや、成年後見制度利用にかかる費用の負担が困難な人に対する申立費用や後見人等報酬費用の助成を引き続き適切に実施してまいります。
- 後見人等の担い手の確保・育成等を推進してまいります。
- 法人後見について、長崎県と連携し民間事業者等の参画を促す取組を行います。
- 市民後見人としての活動について、法人後見の支援員等の活動で一定の経験を積まれた場合に、家庭裁判所への推薦を考えてまいります。



第5章 施策の展開

Ⅰ 介護予防の促進（自立支援・重度化防止に向けた取組の推進）

Ⅰ 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、「地域包括ケアシステム」の深化を目指すため、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う「一般介護予防事業」で構成され、対象者の状態に応じた介護予防サービスの提供に努めています。

■ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1、2の認定を受けた方や基本チェックリストで生活機能の低下が確認され、事業対象者と判断された方が利用できるサービスです。

従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護において提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体のサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

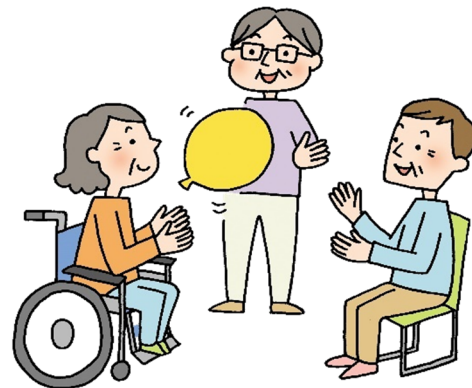
- 介護予防ケアマネジメントは、プランナー研修会や地域ケア個別会議を通して、自立支援に沿ったアセスメントの視点やセルフマネジメントの重要性、高齢者の多様な生活支援のニーズに対応した地域資源の活用など、プランナーの質の向上に努めます。
- 高齢者のセルフマネジメントの定着や重度化防止を図るため、「きらっと元気教室」の利用促進及び関係者のスキルアップに取り組みます。

■ 一般介護予防事業

介護予防に関する知識の普及啓発を行い、介護予防に取り組む住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、継続的に活動できる地域づくりを推進しています。

また、リハビリテーション専門職などの関係機関と連携し、介護予防の取組を総合的に支援しています。

- 地域包括支援センターと連携を図り、介護予防に関する講演会の開催や老人会、各種団体に対する健康教育等を実施し、さまざまな媒体を活用して広く市民に介護予防の啓発を行うとともに、虚弱な高齢者の把握に努めます。
- 介護予防活動団体が、地域の実情に応じて継続的に実践でき、機能強化が図れるように、地域リハビリテーション活動支援事業において関係機関やリハビリテーションなどの専門職と連携を図り、効果的かつ効率的な支援を行います。
- 新たなアプローチとして、新しい介護予防の在り方を検討します。



2 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOL（生活の質）の向上を目指しています。

これからの自立支援・介護予防においては、介護予防等の観点を踏まえて地域ケア個別会議等を活用し、要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すことが重要であり、そのためには多職種の更なる連携による取組の推進が重要です。

- 「地域ケア個別会議」では、専門職等からの助言を活用できるよう、個別事例に対し関係者による役割分担を行い充実した支援を行います。
- 「課題抽出会議」については、検討する個別ケースのみではなく、日ごろの総合相談などを含め包括的に地域課題を明確化していきます。
- 地域課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくりを行うため、生活支援体制整備等の事業と連携し「地域包括ケアシステム」の深化を目指します。



2 介護支援の充実

「地域包括ケアシステム」の実現に向け、日常生活圏域ごとに適切な介護サービスが提供できる体制の確保に努めています。また、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように、介護保険以外の福祉サービスの向上にも努めています。

◆適正な介護サービスの提供

- 介護が必要となった方の状態にあった適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携し、質の向上に努めます。
- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の整備については、将来の高齢者人口の減少や支え手となる生産年齢人口の減少を見据え、新たな施設の整備は行わず、既存の事業所におけるサービスの質の向上に努めます。

◆適正な福祉サービスの提供

- 配食サービスについては、調理、買い物が困難な方の安否確認や栄養状態の改善に必要なサービスであることから、サービス内容の周知と利用の促進を図ります。

◆家族介護支援事業

- 介護者を身体的、精神的、経済的側面から支援するため、必要な事業を引き続き実施し、負担軽減に取り組めます。



I 介護保険サービス

■ 居宅サービス

訪問系	● 訪問介護 ● (介護予防) 訪問入浴介護 ● (介護予防) 訪問看護 ● (介護予防) 訪問リハビリテーション ● (介護予防) 居宅療養管理指導
通所系	● 通所介護 ● (介護予防) 通所リハビリテーション
短期入所系	● (介護予防) 短期入所生活介護 ● (介護予防) 短期入所療養介護
居住系	● (介護予防) 特定施設入居者生活介護
その他	● (介護予防) 福祉用具貸与 ● 特定 (介護予防) 福祉用具購入 ● (介護予防) 住宅改修 ● 居宅介護支援・介護予防支援 ● 高額介護サービス事業 ● 高額医療合算介護サービス事業

■ 地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- (介護予防) 認知症対応型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■ 施設サービス

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院



II 福祉サービス

■ 適正な介護サービス・福祉サービスの提供

- 生活援助員派遣事業
- 配食サービス事業
- 住宅改修支援事業
- 離島介護サービス確保事業
- 高齢者生活福祉センター運営事業 (生活支援ハウス)
- ケアハウス
- 離島介護サービス渡航費等支援事業
- 低所得者対策
- いきいき元気食事づくり教室事業
- 訪問理美容サービス事業

■ 家族介護支援事業

- 介護者リフレッシュ事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 介護食づくり教室事業
- おむつ購入費支給事業



3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり

住み慣れた地域で尊厳と希望を持って、自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」を目指し、地域における関係機関や地域住民とネットワークを構築するとともに、高齢者やその家族へ継続的な支援を行っています。

◆相談体制の充実

- 長寿社会課や地域包括支援センターなどの相談窓口の一層の周知・広報に努めます。
- 分野を超えた横断的な相談支援が行えるよう、各相談支援機関とのさらなる連携を図ります。

◆高齢者虐待防止

- 虐待を未然に防止するために、広く市民へ啓発を行い、介護サービス従事者等の関係者には、虐待に関する専門的な知識の向上と、担うべき役割の意識付けの強化を図ります。
- 地域や関係機関とのネットワークの強化を図ることで、虐待の早期発見・早期対応ができる体制をつくります。
- 養護者の介護負担軽減が行えるよう相談窓口の周知を図り、養護者支援の充実を図ります。

◆権利・財産保護

- 高齢者の尊厳を守り、権利・財産保護を図るため、高齢者等が成年後見制度を利用しやすい体制づくりに努め、権利擁護サービスの利用を促進します。

◆地域共生社会の実現

- 認知症の人やその家族の声を反映させた事業の充実を図ります。
- 地域住民に対して、認知症の理解を深め、認知症サポーター養成など普及啓発を図ります。



4 地域における生活支援サービスの充実

多様な生活課題を抱えている高齢者がさまざまな社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、見守りや生活支援の充実を図り、地域で高齢者を支え合う体制づくりを進めています。

- 引き続き生活支援体制整備事業の浸透を図るとともに、地域の実情に応じた高齢者の生活支援体制の整備を推進します。
- 認知症サポーターの養成を幅広く実施し、サポーター数の増加を目指します。
- 認知症サポーター養成講座を受講した市民のステップアップを図り、認知症の人やその家族のニーズに合った個別支援を推進します。
- 緊急通報システムは、健康状態に不安がある方にとって必要なサービスであることから、引き続き、利用の促進を図ります。



5 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度を将来にわたって持続可能で安定的なものとするため、要介護等認定や介護給付適正化などの事業を実施し、介護保険の適正な運営に努めています。

- 普通徴収の保険料収納率の向上のため、引き続き口座振替の加入促進に努めるとともに、公正な保険料負担の観点から、処分が必要な案件に対しては滞納処分を実施します。
- 要介護申請から認定までの期間については、法定の30日を超えないよう、認定調査員の安定確保に努めるとともに、研修等による調査員の資質の向上を図るなど認定調査業務の円滑化と安定化に努めます。
- 介護給付適正化事業については、引き続き長崎県が策定する介護給付適正化計画に基づく事業を実施するとともに、長崎県国民健康保険団体連合会とも積極的な連携を図り、給付内容等の把握と分析に努め、重点項目を定め実施するなど事業の効率化を図ります。
- 事業者に対する指導監査業務を適切に実施していきます。

6 生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢者が心身ともに元気で豊かな生活を送ることができるよう、多種多様な生きがいがづくり、社会参加の促進や住みやすいまちづくりの推進に取り組めます。

■生きがいがづくり・地域活動の促進

- 老人福祉センターと老人憩いの家
- 老人クラブ
- 生涯学習
- 文化活動
- 生涯スポーツ

■社会参加の基盤整備

- 敬老特別乗車証交付事業
- 生涯ボランティア
- 地域活動
- 就労の促進・所得の確保

■住みやすいまちづくりの推進

- バリアフリーの推進
- 高齢者が暮らしやすい住宅の整備（公営住宅のバリアフリー化）
- 多様な住まいの確保
- 高齢者の暮らしの安全確保



第6章 介護保険にかかる事業費の見込み

I 標準給付費及び地域支援事業費等の見込みの算定

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの標準給付費、地域支援事業費、市町村特別給付等の見込みを算定しました。

3年間の標準給付費見込額は、約714億4千万円、地域支援事業費見込額は、約39億9千万円です。

■標準給付費及び地域支援事業費見込み

（単位：千円）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
標準給付費見込額	23,742,483	23,844,893	23,852,029	71,439,405
総給付費(介護給付費＋予防給付費)	22,540,288	22,641,145	22,648,264	67,829,697
特定入所者介護サービス費等給付額	506,464	507,104	507,104	1,520,672
高額介護サービス費等給付額	588,534	589,386	589,386	1,767,306
高額医療合算介護サービス費等給付額	84,980	84,980	84,980	254,940
算定対象審査支払手数料	22,217	22,278	22,295	66,790
(審査支払手数料支払件数)	(296,226件)	(297,037件)	(297,269件)	(890,532件)
地域支援事業費	1,328,767	1,330,678	1,332,153	3,991,598
介護予防・日常生活支援総合事業費	819,781	821,692	823,167	2,464,640
包括的支援事業及び任意事業費	508,986	508,986	508,986	1,526,958
市町村特別給付等	61,698	61,698	61,698	185,094

2 第9期の介護保険料

保険料基準月額は以下の方法で算出され、本市の第1号被保険者保険料基準月額は5,817円となります。

■第1号被保険者の保険料基準月額の算定

保険料収納必要額
15,101,788千円

÷

予定保険料収納率
99.18%

÷

所得段階加入割合で補正した
第1号被保険者数（3か年合計）
218,123人

÷

12か月

＝

第1号被保険者の保険料基準月額
5,817円

第9期介護保険事業計画における第1号被保険者における保険料設定については、国の制度変更に従い13段階とします。基準所得金額についても、国の制度にならい設定します。

■所得段階別の第9期介護保険料

所得段階	対象者	保険料 基準額に 対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、または、本人と世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	31,700円 (19,800円)
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円以下で第1段階以外の方	0.685 (0.485)	47,800円 (33,800円)
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で第1段階及び第2段階以外の方	0.69 (0.685)	48,100円 (47,800円)
第4段階	本人が市民税非課税かつ世帯の誰か（配偶者など）が市民税課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方	0.9	62,800円
第5段階	本人が市民税非課税かつ世帯の誰か（配偶者など）が市民税課税の方で、第1段階から第4段階以外の方	1.0	69,800円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	83,700円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	90,700円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	104,700円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	118,600円
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	132,600円
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	146,500円
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	160,500円
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	167,500円

※第1段階～第3段階の方は、負担軽減措置により（ ）内の割合・保険料となります

●佐世保市老人福祉計画・第9期佐世保市介護保険事業計画(概要版)●

発行：令和6年3月 編集・発行：佐世保市 保健福祉部 長寿社会課
〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町5番1号 佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）
TEL：0956-24-1111 FAX：0956-25-9670